

自転車 マナーと センス

自転車に乗るのに、免許はいりません。だからこそ、その人の意識やマナーが運転にも出てしまいます。マナーとは、その人のセンスでもあります。自転車は本来、環境にも人にも優しい乗り物ですが一歩間違えると凶器になることも。そうならないよう、周囲の人にも配慮した運転をしたいものですね。あなたも今日から、「センスのいい運転」、してみませんか？



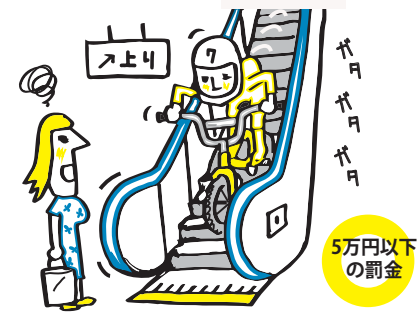
こんな運転、していませんか？
それ、取り締まりの対象になります！
対象は14歳から

歩道を我が物顔で走ってない？



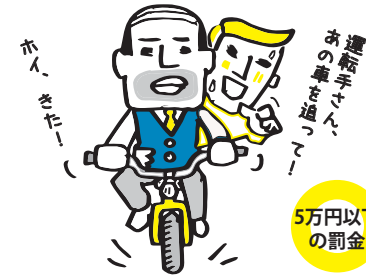
5万円以下の罰金
自転車は、「車道」が原則です。歩道を通行できるのは、●道路標識で指定された区域●13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人などです。

逆走や信号無視も自転車は許される？



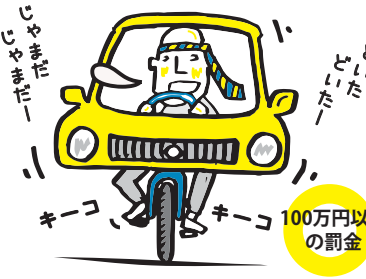
5万円以下の罰金
自転車も自動車同様、車の仲間です。一時停止や一方通行の標識、信号機は守りましょう。

子どもを乗せていいなら、大人も2人乗りOKでしょ？



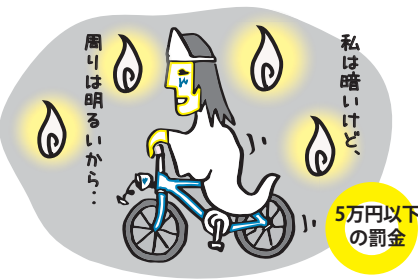
5万円以下の罰金
原則2人乗りは禁止です。ただし、16歳以上の人が幼児用座席に幼児を乗せて運転する場合は、例外です。

自転車なら、飲酒運転もOK？



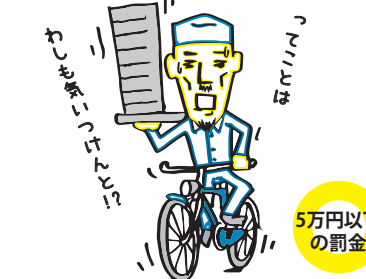
100万円以下の罰金
自転車での飲酒運転も自動車同様、罰は重くなります。「飲んだら乗らない」は、自動車と一緒に、少しでも飲んだ帰りには、例えば近距離でも自転車を押して帰しましょう。

夜でも明るければ無灯火で走行？



5万円以下の罰金
夜間の無灯火はとても危険です。ライトは道を照らすだけでなく、歩行者や車に自分の存在を知らせるものです。

つついしちゃう、ながら運転



5万円以下の罰金
傘をさしながら、携帯電話を操作しながら、イヤホンで音楽を聴きながら…。これら「ながら運転」は、バランスを崩したり、注意が散漫になったり、とても危険です。

上記は、自転車運転講習の対象となる危険行為の一例です

今年6月の道路交通法の改正により、上記のような危険行為を3年以内に2回以上すると「自転車運転者講習」が義務付けられます



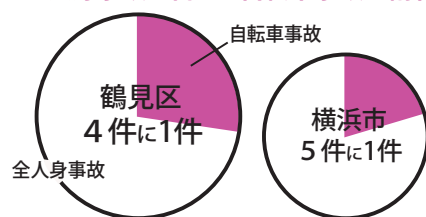
自転車は道路交通法上「軽車両」として扱われ、自動車・原動機付自転車と同じ「車両」です。今回の道路交通法改正により、自転車の危険行為を繰り返す人には「自転車運転講習会」の受講（有料）が義務化されました。ちなみに、昨年の県下の自転車検挙数は、545件（26年1月～12月）となっています。

講習時間：3時間
講習手数料：5,700円

命令を受けてから3か月以内に受講しないと5万円以下の罰金！が科せられます。

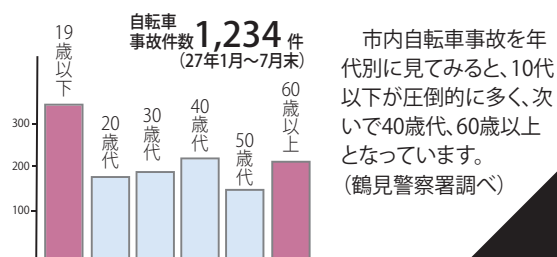
データで見る自転車と事故

鶴見区は自転車事故が多い！ 全人身事故に占める自転車事故の割合



過去5年間の全人身事故における自転車事故の割合を見ると、市内平均が約20%（5件中1件）なのに対し、鶴見は約27%（4件中1件超）と多く、市内でもワースト3に入ります。（鶴見警察署調べ）

中でも「未成年」「60歳以上」の人は要注意！ 自転車事故の年代別割合(市内)



自転車で人にぶつかり 9,500万円の賠償請求が！



自転車に乗っていた小学生が前方不注意で高齢の歩行者と衝突。寝たきりとなる後遺障害を負わせてしまう。加害者が子どもであったため、その保護者に賠償命令が下った。
〈賠償額〉約9,500万円
(25年7月神戸地裁判決)

入らないなんてナンセンス？ 保険への加入もマナーです

今や、自転車の事故でも多額の損害賠償責任が生じるケースがあります。特に自転車は、自動車と違い強制加入の保険がないため、万が一に備えて各自で加入することをお勧めします。自転車保険は、各種自動車保険に付帯したもので、指定の自転車整備店で整備・点検（有料）すると付くTSマーク付帯保険などがあります。

整備・点検すれば付いてくるTSマーク付帯保険
「傷害保険」と「賠償責任保険」が付いたTSマーク付帯保険は2種類あり、金額や内容も異なります
詳細は TSマーク 検索

駐輪マナー



「ほんの数分だし」「他にも駐輪しているから」と、つい放置禁止区域に自転車を停めていませんか？ そうした行為が、緊急車両や歩行者、車いすなどの通行の妨げとなり、事故やけがにつながります。違法駐輪車は指定の保管場所へ強制移動されますので、少しの時間でも駐輪場や指定の駐輪スペースに止めましょう。皆さんのマナーが、住みよいきれいな鶴見の街をつくれます。

区内6駅（鶴見、尻手、矢向、京急鶴見、生麦、鶴見市場）周辺は、「自転車等放置禁止区域」となっています。



意外と面倒！？もしも 自転車が移動されたら…

- その1 保管場所まで取りにいかねばならない
撤去された自転車は、最寄りの保管場所（江ヶ崎町か神奈川区宝町）へ運ばれます。所有者は、そこまで取りに行かなければなりません。
- その2 思わぬ出費！
自転車は1,500円の支払い
撤去には、移動や保管のための費用がかかります。自転車で1,500円、バイクは3,000円です。

もしも自転車事故にあったら…
自転車事故でお悩みの人は…
交通事故相談（無料）9時～12時、13時～16時
鶴見区役所 ▶ 毎月第1月曜日（☎510-1680）
横浜市役所 ▶ 月曜日～金曜日（☎671-2306）
※直接面談および電話でも相談可